

開会（10：53）

○杉田源太郎委員長 皆様、御苦労さまです。

会議に先立ちまして、池谷委員から欠席との届出がありましたので御報告いたします。
ただいまから市民福祉常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託された議案は健康福祉部所管の3件であります。

審査順序はお手元に配付の審査順表のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○杉田源太郎委員長 御異議なしと認めます。よって、お手元の審査順表のとおり審査することにいたします。

それでは、まず、議第15号「令和7年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）案」を議題といたします。

資料は補正予算書の45ページ以降です。

質疑のある委員は御発言願います。

○岡田光正委員 国民健康保険事業基金とりくずし2,703万9,000円により、基金の最終残高はどのぐらいになりますか。

○川村 仁国保年金課長 まず、令和6年度の残高が、10億906万6,392円でした。
これに利子積立金1,899万4,721円を足して、今回の2月補正で取崩す額が2億7,375万7,000円ということで、年度末の残高としては7億5,430万4,113円でございます。

○鈴木まゆみ委員 今回、歳入歳出予算の総額は増減なしということで、基金からの繰入れということで、一般会計からは出さないというふうにした意図というのか、将来的な財政上に影響がないかという心配があるんですけれども、年度末に一般会計からではなくて、基金からの繰入れとしたということの理由を。

○川村 仁国保年金課長 国保特会については、一般会計の繰入れというのは基本なしということになっております。法定分の繰入れだけは一般会計から来ているんですが、そのほかの分についてはできませんので、こういう形になっております。

○鈴木まゆみ委員 49ページの未就学児均等割保険税繰入金ですとか、産前産後保険税繰入金の件数が減っているということなんです、当初の予測よりもかなり下回ったということなんでしょうか。

○川村 仁国保年金課長 未就学児均等割保険税繰入金については、当初の予定よりは下回っておるということでございます。実績で言いますが、令和6年度については500人でした。令和7年度は438名ということで下がっております。これは未就学児の数字でございます。

産前産後保険税繰入金についても数字としては下がっておりまして、令和6年度が49名のところ、令和7年度は33名という実績があります。

○鈴木まゆみ委員 少子化ということでこのように引き続き進んでいくだろうとも思われるんですけれども、こういっただんだんかなり減っていく状況では、財政にも影響が出るというのは必至だと思うんですけれども、かなり影響があると捉えられているんで

しょうか。

○川村 仁国保年金課長 国保で言えば、毎年被保険者数は全般的に減っております。これは、どこの自治体でもそういうことになっておりますので、今、国保の財政の主体は、市町だけではなく、県でもやっておりますので、県が財政の運営主体になっております。だんだん県でまとめることになってきますので、令和12年には、医療費ベースで県内の市町が全部同じようになることもあって、その後、だんだんと医療費ベースだけではなくて、所得と人数が一緒なら県内どこでも保険料一緒ということまで目指していきます。財政運営主体が県ということで、市町だけで考えるんじゃないよということになっております。

○鈴木まゆみ委員 令和12年。

○川村 仁国保年金課長 令和12年が医療費ベースのまとめで、その後にまたもっと大きな枠でまとめるのが令和15年以降になると思っております。

○杉田源太郎委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○杉田源太郎委員長 ないようですので質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○杉田源太郎委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第15号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○杉田源太郎委員長 挙手総員であります。よって、議第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで当局の職員が交代します。しばらくお待ちください。

休憩（11：01～11：03）

○杉田源太郎委員長 次に、議第16号「令和7年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）案」を議題といたします。

資料は、補正予算書の50ページ以降です。

質疑のある委員は御発言願います。

○鈴木まゆみ委員 55ページ、保険給付費の介護サービス等諸費のところで、居宅介護サービス給付費とか施設介護サービス給付費が多いんですけども、これは、利用者が増えたとかおっしゃっていたような気もするんですけども、サービスの利用単価も上昇している要因があるのか、要因をもう一度お聞きしたいと思います。

○萩山正行介護保険課長 利用者が増えているということもありますし、当然、利用料、単価も上がっているかと思うんですけども、もちろん個々に、人によって利用サービスの方法も異なります。ですから、トータルとして経費について伸びているということから、今回の補正はさせていただいております。

○鈴木まゆみ委員 下段の高額介護サービス費なんですけれども、これは利用者の所得層

の変化というはあるのでしょうか、分かれば。

○萩山正行介護保険課長 例えば、現役の世代の方たちと一緒に住んでいた高齢者の方が世帯を分離して、その方が非課税だと上限が下がりますので、そうすると当然高額介護サービス費の対象にもなる可能性が高くなってきます。これからも高齢者単独の世帯というのは増えていきますので、同じようなことを考えると、ここは今後増えていく費用になると考えております。

○杉田源太郎委員長 4款1項1目の高齢者保健福祉用具給付費等事業費ですけど、これは補聴器という説明があったと思います。この補聴器の増の内容はどんな感じですか。何件ぐらい増えたのか、今までどのくらいだったのか。

○飯塚隆晴地域包括ケア推進課長 当初、片耳50件、両耳50件の100件を予定しておりましたが、今の見込みでいきますと片耳が48件、両耳が66件ということで、14件ほど増えるということで見込んでおりまして、90万円ほどになっております。

○杉田源太郎委員長 今、人数が14人ぐらい増えるということだったんですけど、補聴器ってこの前も聞いたんですけど、価格の幅がすごく広いんですよね。これは大体どのくらいのところが多くて、最高額でどのくらいですか。

○飯塚隆晴地域包括ケア推進課長 おっしゃるとおり、値段が安いものから高いものまで、A Iが入っているものすごく高いものということで、ただ、標準的な価格帯というか、この申請に当たっては10万円から20万円ぐらいのものが多く、次が20万円から30万円ぐらいとなっております。高いものですと、片耳だけで50万円以上というものもあります。

○杉田源太郎委員長 今、かなり高いもの、そんなに多くはないかもしれないんですけど、それじゃないと聞こえない。地域で会話ができなくなると、高齢者の独居であったり高齢者だけの世帯が増えていく中で、日本の地域の中でも地域での会話がどんどん少なくなっている。その中で補聴器が、たしか条件として65歳以上だったり、両耳で30デシベルだったか、お医者さんで確認できたら、それが条件になると思うんですけど、でも限度額がたしか3万円でしたっけ、両耳で6万円だったかな。そうすると、10万円、20万円でも補助してもらえる、片耳だと3万円だけ、自分で7万円負担しなきゃならない、両耳だとその倍になっていくわけなんだけれど、そういう中で、申請をする方で低所得者というのは少ないということではないですか。

○飯塚隆晴地域包括ケア推進課長 基本的には、非課税者の申請となっておりますので、低所得者に対しての補助となっております。

○鈴木まゆみ委員 先ほどの介護サービス等諸費のところ、1の居宅介護サービス給付費なんですけれども、これ、居宅サービスはデイサービスですとか訪問介護が含まれていると思うんですけど、その割合って分かりますでしょうか。居宅介護サービス給付費の内訳で、訪問介護を利用している人が多いのか、デイサービスを利用している人が多いのかという割合でもいいんですけども。

○萩山正行介護保険課長 すぐ出たのが人数でしたので、そちらでお答えさせていただきます。

訪問系とデイサービスの関係ですと、大体同じぐらい、若干デイのほうが多いです。

○杉田源太郎委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉田源太郎委員長 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉田源太郎委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第16号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○杉田源太郎委員長 挙手総員であります。よって、議第16号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで当局の職員が交代します。しばらくお待ちください。

休憩(11:13～11:14)

○杉田源太郎委員長 次に、議第17号「令和7年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)案」を議題といたします。

資料は、補正予算書の57ページです。

質疑のある委員は御発言願います。

歳出、1款1項1目で滞納者がどんどん増えているという報告があったと思うんですけど、今は合計どのくらいいるんでしょうか。何人くらいになるんですか。

○川村 仁国保年金課長 令和7年度については、現年の調定額になりますが、当年度分については19億8,253万円について、12月分までになりますが、収入済額が19億7,162万5,000円ということで、現年の収納率については99.45%を目指しておるところで、12月中については62.66%までございました。

滞納については、1億6,642万円が滞納繰越分としてございましたが、現状では40.82%程度のものでございます。これは最終的には、滞納繰越合わせて99.45%まで通常持っていくということになりますので、そこまでは、滞納繰越分については40%程度になると思っております。

○杉田源太郎委員長 40%は、年度内にほぼ納めてくれるということになるんじゃないかと、まだ、それに繰越しされていつっちゃうんじゃないかと聞こえたんですけど、どっちですか。

年度内にこれが入るよと解釈していいのか、滞納率、何か今40%ぐらいと。

○川村 仁国保年金課長 間違えました。収納目標として40%目標としておりまして、12月末現在で40.82%ということで、そこは目標は達成しております。

○杉田源太郎委員長 60%は無理だよという。

○川村 仁国保年金課長 60%については、難しいところです。

○杉田源太郎委員長 かなり難しいというところが、さっきの国保の件を含めてだけれど、後期高齢者になっていくと、どんどんそこが増えていくような感じがするんですけど、そこへの対策というのはどんなふうになるんですか。

○川村 仁国保年金課長 前の常任委員会的时候にも話題になったことなんですけど、時効が、後期高齢の場合は高齢者の医療の確保に関する法律がありますので、その時効は2年ということになっています。ですので、2年がたてば時効が成立してしまうもので

すから、その分については不納欠損等になっていきます。なので、だんだん増していくという感じではないのかなとは思っております。

○杉田源太郎委員長 要は、時効が成立するとそれは入らないわけだね。そうすると、その滞納の額としてあったのが、時効になってそれがカウントされなくなるとそれはしょうがなかったねということで、予算として組んだけど、入る予定だったけどこれだけ入らなかった、60%のうち何%か分からないけど入らなかったということで、どんどんそのところの財政は厳しくなっていく、こっちも厳しくなっていくということでいいですか。

○川村 仁国保年金課長 ただ、現年分については、65%は年金からの特別徴収になります。35%は普通徴収ということで、普通徴収のところでは取れなかった方が滞納繰越しになっていくのかとは思いますが、特別徴収、年金から収納されていくということで、そこはそんなに現状と変わらないのではないのかなと思っています。

○杉田源太郎委員長 年金からどんどん自動的に引き落とされて払ったよということになるのが、何でここで滞納になっているのか、みんな引き落としされて年金なんかが支給されるのであれば、滞納ってあり得るのかなと。

○川村 仁国保年金課長 特別徴収は、年金からそのまま収納するという方なんですが、先ほど65%と言いましたけれど、普通徴収になる方の場合、特別徴収ができない方ということになります。それは年金以外に営業所得がある方、不動産所得がある方等は一時的に収入が多くなりますので、そこについては特別徴収できないということになっております。

○杉田源太郎委員長 多くなっても払えないというような。

○川村 仁国保年金課長 多くなっている方については、そのまま特別徴収ができないということがあります。また、年金の収入が少ない方というのも特別徴収はできないということになっておりますので、その部分の方たちが普通徴収でこちらから納付書を送っているということになっております。

○杉田源太郎委員長 それで、督促をすると払ってくれる。払ってくれない人もいるよね。

○川村 仁国保年金課長 当然、特別徴収は天引きされちゃうものですから、当然入ってくることになるんですが、当然、普通徴収もそのままでいいということではないものですから、額が決まったとなると、それなりの所得があつてということで決めているものですから、先ほどの時効の話も出ましたけれども、時効を待つてということではなくて、それを取りに行くということは当然やっているんですけど、そこでもどうしても取り切れないという方は時効、不納欠損という形になりますけれども、いろんな機会を通じて納付をお願いするというのは、公平性の意味からお願いしてやっていきたいと。ただ、滞納額が増えているというのは、かなり徴収の部門でも一生懸命やっているんですけど、取り切れないのが増えてきているというのは、払い切れなくなっている人が増えてきているというのも一つの要因かとは思いますが。

ですから、決していいですよというわけではなくて、当然、納めていただくということはやっていくということで事務は進めております。

○村松幸昌委員 不納欠損する前に、滞納している人のいわゆる銀行預金だとか、そういう財産的なものは調べないですか。

○川村 仁国保年金課長 どうしてもこちらでできない人は、納税促進課に移管しています。

○杉田源太郎委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○杉田源太郎委員長 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○杉田源太郎委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第17号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

○杉田源太郎委員長 挙手総員であります。よって、議第17号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもちまして、当委員会に付託されておりました議案の審査は全て終了いたしましたので、市民福祉常任委員会を閉会いたします。

皆様、御苦労さまでした。

閉会（11：27）